

平成28年 第2回

仁木町議会定例会会議録

(2日目)

開 議 平成28年6月27日 (月)

閉 会 平成28年6月27日 (月)

仁 木 町 議 会

平成28年第2回仁木町議会定例会（2日目）議事日程

◆日 時 平成28年6月27日（月曜日）午前9時30分 開議

◆場 所 仁木町役場 3階議場

◆議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議会運営委員会委員長報告
- 日程第3 報告第2号 総務経済常任委員会付託案件審査報告書
- 議案第1号 特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第2号 仁木町立へき地保育所設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第3号 長沢辺地に係る総合整備計画の変更について
- 議案第4号 平成28年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）
- 議案第5号 平成28年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第6号 平成28年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第7号 平成28年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第9号 仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第10号 仁木町道路線の認定について（中フレトイ線）
- 日程第4 議案第11号 北海道市町村職員退職手当組合理約を変更するための協議について
- 日程第5 議案第12号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を変更するための協議について
- 日程第6 議案第13号 北海道市町村総合事務組合理約を変更するための協議について
- 日程第7 意見案第4号 骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書
- 日程第8 意見案第5号 次期介護保険制度改正における福祉用具及び住宅改修の見直しに関する意見書
- 日程第9 意見案第6号 電力自由化のさらなる改善を求める意見書
- 日程第10 議員の派遣
- 日程第11 委員会の閉会中の継続審査
- 日程第12 委員会の閉会中の所管事務調査

平成28年第2回仁木町議会定例会(2日目)会議録

開 議 平成28年6月27日(月) 午前 9時30分
 閉 会 平成28年6月27日(月) 午前10時35分

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 上 村 智 恵 子

出席議員(9名)

1 番 佐 藤 秀 教 2 番 嶋 田 茂 3 番 住 吉 英 子
 4 番 野 崎 明 廣 5 番 宮 本 幹 夫 6 番 林 正 一
 7 番 水 田 正 8 番 上 村 智 恵 子 9 番 横 関 一 雄

欠席議員(0名)

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖 一 郎	教 育 長	角 谷 義 幸
副 町 長	美 濃 英 則	教 育 次 長	鈴 木 昌 裕
総 務 課 長	新 見 信	農 業 委 員 会 会 長	天 野 信 文
財 政 課 長	岩 井 秋 男	農 業 委 員 会 事 務 局 長	渡 辺 吉 洋
会 計 管 理 者	門 脇 吉 春	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	(新 見 信)
企 画 課 長	鹿 内 力 三	監 査 委 員	中 西 勇
住 民 課 長	嶋 井 康 夫		
ほ け ん 課 長	川 北 享		
農 政 課 長	泉 谷 享		
建 設 課 長	岩 佐 弘 樹		

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 浜 野 崇
 総 務 議 事 係 長 松 岡 亜 希

開 議 午前9時30分

○議長(横関一雄)おはようございます。

これから会議を始めたいと思います。只今の出席議員は、9名です。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(横関一雄)日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

6月21日に引き続き、5番・宮本議員及び6番・林 議員を指名します。

日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長(横関一雄)日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。住吉委員長。

○議会運営委員会委員長(住吉英子)皆さん、おはようございます。

議会運営委員会決定事項について、報告いたします。去る6月22日水曜日に議会運営委員会を開催し、今定例会の追加議案の取扱い等議会運営に関する事項について、調査いたしました。

委員会決定事項。まず始めに、追加付議事件について申し上げます。報告1件が追加で付議されてございます。

次に、議事進行について申し上げます。日程第2までは、これまでと同様に進めます。日程第3、報告第2号・総務経済常任委員会付託案件審査報告書につきましては、6月21日に委員会付託された議案9件の一括報告を受けた後、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第4から第6の規約変更につきましては、先に決定のとおり3件を一括議題とし、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第7から第9の意見書につきましては、先に決定のとおり進めます。日程第10・議員派遣につきましては、先に決定のとおり進めます。日程第11・委員会の閉会中の継続審査、日程第12・委員会の閉会中の所管事務調査につきましては、先に決定のとおり進めます。

以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長(横関一雄)委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 報告第2号

総務経済常任委員会付託案件審査報告書

○議長(横関一雄)日程第3、報告第2号『総務経済常任委員会付託案件審査報告書』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。嶋田委員長。

○総務経済常任委員会委員長(嶋田 茂)それでは私の方から、総務経済常任委員会付託案件審査報告書について、ご説明いたします。

別冊議案書2の1ページでございます。報告第2号、総務経済常任委員会付託案件審査報告書。本委員

会に付託された次の事件の審査結果を、別紙のとおり報告する。平成28年6月23日、仁木町議会総務経済常任委員会 委員長、嶋田 茂。議案第1号『特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について』ないし、議案第7号『平成28年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)』及び、議案第9号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』並びに、議案第10号『仁木町道路線の認定について(中フレトイ線)』。

次に、2ページでございます。総務経済常任委員会付託案件審査報告書。本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、仁木町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

事件の番号、議案第1号。付託年月日、平成28年6月21日。件名、特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について。審査の結果、否決すべきものと決定、平成28年6月22日でございます。

次に、議案第2号。付託年月日は、同じでございます。仁木町立へき地保育所設置条例の一部を改正する条例制定について。審査の結果、可決すべきものと決定、平成28年6月22日でございます。

次に、議案第3号。付託年月日は、同じでございます。長沢辺地に係る総合整備計画の変更について。審査の結果、可決すべきものと決定、平成28年6月22日でございます。

次に、議案第4号。付託年月日は、同じでございます。平成28年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第2号)。審査の結果、可決すべきものと決定、平成28年6月22日でございます。

次に、議案第5号。付託年月日は、同じでございます。平成28年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)。審査の結果、可決すべきものと決定、平成28年6月22日でございます。

次に、議案第6号。付託年月日は、同じでございます。平成28年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)。審査の結果、可決すべきものと決定、平成28年6月22日でございます。

次に、議案第7号。付託年月日は、同じでございます。平成28年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)。審査の結果、可決すべきものと決定、平成28年6月22日でございます。

次に、議案第9号。付託年月日は、同じでございます。仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。審査の結果、可決すべきものと決定、平成28年6月22日でございます。

次に、議案第10号。付託年月日は、同じでございます。仁木町道路線の認定について(中フレトイ線)。審査の結果、可決すべきものと決定、平成28年6月22日でございます。

次に、3ページでございます。総務経済常任委員会付託案件審査報告書の概要について、説明いたします。付託案件につきましては、先程説明したとおりでございます。付託案件の内容につきましては、先に説明いたしました付託案件9件の可否についての審査でございます。委員会開催日、委員会出席者、及び委員会条例第18条の規定により出席を求めた者、並びに、事務局出席者につきましては、記載のとおりでございます。

次に、4ページでございます。審査の経過でございますが、第2回定例会で付託された議案9件の可否について、佐藤町長をはじめ、美濃副町長、角谷教育長ほか各関係課長ら説明員の出席を求め、町長より提出のあった条例改正議案3件、辺地総合整備計画変更議案、一般会計及び特別会計3会計の補正予算書、町道認定議案について一括して説明を受け、現地調査も実施し議案ごとに質疑を行い、その重要性、緊急性、熟度、波及効果等を総合的に判断し、2日間にわたり審査を実施したものでございます。

審査の内容につきましては、議案第1号の審査では、後志管内の特別職給料等対比表(改定前後)、特別職給料額改定推移、行政委員報酬額の推移についての資料を求め、報酬審議会での審議内容、条例改正

に至った経緯、年度途中での改正理由、給料額設定の根拠、行財政構造改革プラン終了後の状況、期末手当加算率増額の理由などについての質疑・確認があり、討論では「本条例改正は緊急性がなく、年度途中での改正には疑問を感じる。行財政構造改革プランにより、町民に負担を強いた部分を精査し、それらを優先して解消すべき。監査委員の定例監査報告等からは、町財政は依然として厳しい状況にあるという見解が示されている。交付税も減額されており、増額されることは考えにくい。現状を見ると、特別職の報酬を上げる段階ではないと考えることから、改正には反対だ」との反対討論があり、一方、「行財政構造改革プラン実行前に比べ基金は15億円ほどに増加し、町債は半減していることから、財政状況はある程度改善していると考え。報酬審議会から妥当であるとの答申も得ていることから、改正案に賛成する」との賛成討論がありました。議案第2号の審査では、条文中の子どもの定義、軽減する必要があるものとして定める世帯の条件などについての質疑・確認がありましたが、討論はありませんでした。議案第3号の審査では、事業費の増額理由、特定財源の変更理由、国庫支出金の補助率などについての質疑・確認がありましたが、討論はありませんでした。議案第4号の審査では、放課後児童クラブの状況・財源措置、ワインツーリズム事業構算定委託料の財源内訳、女性団体連絡協議会解散による影響、臨時福祉給付金の対象者、施設園芸ハウス導入事業の申請状況・資格要件、管理職手当等の改正理由などについての質疑・確認がありましたが、討論はありませんでした。議案第5号、議案第6号、議案第7号の審査では、質疑及び討論はありませんでした。議案第9号の審査では、国民健康保険税限度額及び軽減比較表、年度別保険料(税)率推移(後志管内)についての資料を求め、限度額達成者の就業種別割合などについての質疑・確認がありましたが、討論はありませんでした。議案第10号の審査では、接続されている国有地の取扱いなどについての質疑・確認がありましたが、討論はありませんでした。

決定事項。以上の質疑を経ての審査の結果は、議案第1号『特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、賛成少数により、否決すべきものとして決定いたしました。議案第2号『仁木町立へき地保育所設置条例の一部を改正する条例制定について』は、賛成多数により、可決すべきものとして決定いたしました。議案第3号『長沢辺地に係る総合整備計画の変更について』は、賛成多数により、可決すべきものとして決定いたしました。議案第4号『平成28年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第2号)』は、賛成多数により、可決すべきものとして決定いたしました。議案第5号『平成28年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)』は、賛成多数により、可決すべきものとして決定いたしました。議案第6号『平成28年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)』は、賛成多数により、可決すべきものとして決定いたしました。議案第7号『平成28年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)』は、賛成多数により、可決すべきものとして決定いたしました。議案第9号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』は、賛成多数により、可決すべきものとして決定いたしました。議案第10号『仁木町道路線の認定について(中フレイトイ線)』は、賛成多数により、可決すべきものとして決定いたしました。

本委員会において、以上のとおり決定いたしましたので、仁木町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。平成28年6月23日、仁木町議会議長 横関一雄 様。仁木町議会総務経済常任委員会委員長 嶋田 茂でございます。以上でございます。

○議長(横関一雄) 委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑は、議案第1号ないし第7号及び第9号、並びに、第10号を一括して行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

嶋田委員長、自席へお戻りください。

これより、議案ごとに討論・採決を行います。

付託議案第1号

特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長(横関一雄) それでは、議案第1号『特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありますか。

[場内、挙手する者あり]

○議長(横関一雄) 議案第1号に対する委員長の報告は、否決です。

したがって、原案に賛成者の発言を許します。宮本議員。

○5番(宮本幹夫) それでは、今総務常任委員会の委員長から報告がございましたが、私は今回の特別職の常勤のものの給与に関する条例の一部改正について、賛成する立場で意見を申し上げます。

第1点は、まず特別職の報酬については、報酬審議会に諮問を行い、審議会で協議検討された結果、妥当なものとのことから、私はこれらの民意を尊重すべきとして賛成をいたします。第2点目は、これは僕が議員となった時点、平成23年でございますが、その時点では行財政改革プランがほぼ終了されている状況でございました。その時点との、例えば財務状況の中では基金残高、これは道の備荒積立を除いてございますが、現状では15億。一方、地方債は40億と、これについての後年度の交付税としての交付された分は除きますが、そのように記憶してございます。これらのことから、財務状況については、これは23年度時点でございますが、比較して現状で基金は約8億の増、一方、地方債は1億5000万ほどの減少と、改善されている状況でございます。また、更に国又は道からそれぞれ示されている経営の健全化比率についても、わずかではありますが年々減少する傾向にあり、現状では89%台、数値的には75%が望まれるという指標でございますが、これについても減少してございますし、一方、基金残高は、町の財政規模によってはそれぞれ異なるのでございますが、仁木町の場合は20億から23億とそれぞれ言われてございます。この基金についても、うちの町の標準数値的に見ても改善されていると。このようなことから、この3点のことから、今回の特別職の給与改定に関する賛成の立場からの意見といたします。

○議長(横関一雄) 次に、原案に反対者の発言を許します。佐藤議員。

○1番(佐藤秀教) 1番・佐藤。

それでは、反対討論をさせていただきます。今回、上程されました給与改正案につきましては、補正予算の性質上、緊急かつやむを得ない理由になじまないものでありまして、この時期に提案すべき問題ではないと考えます。また、反対する最大の理由でございますが、平成20年度から計画実施された各種負担を強いた部分、これらの部分を、解消をまず財政状況を鑑みて優先して解消すべきであり、特別職の給料等につきましては、それらが整理された後に提案すべき案件であると私は考えます。したがって、私は本条例改正案につきましては、反対するものであります。以上でございます。

○議長(横関一雄) 他に、討論はありますか。水田議員。

○7番(水田 正) 7番・水田です。

今、佐藤議員の方から反対討論の意見がありましたけれども、一部重複する点もあるかと思えますけれ

ども、その辺についてはご容赦お願いしたいと思います。まず1点でございますけれども、私は月例出納監査報告、あるいは定期監査報告の中を見ましてもですね、財政的には緩やかに改善はされておられるけれども、中身的には非常に厳しい状況にあると。将来、孫・子に負担を残すような状況にはならないようにするためには、指標75%、経常収支75%以下に向かって、常に努力をされるのが好ましいという判断があります。今、仁木町、現在は89.5%でありますけれども、これは非常に1~2.0下げることは非常に至難の業であると、そういう努力が重ねられるという重い数字であります。そういった観点からまず1点でございます。それから、今委員が言われましたように、各種委員会、あるいは町民にかなりの負担を強いられておる。例えば、手数料の値上げ等々でございます。あるいは、町内会長、農業委員会、監査委員、それから教育委員、それぞれの報酬が20%カットされたままでございます。そういった面の改善が一向になされていないということでもあります。私は、他町村と比較してどうのってということではございませんけれども、やはり過去には、仁木町においては例えば農業委員会、あるいは監査委員会、それぞれの役員会の重み、重度さに鑑みてですね、賃金というのは決定されたものと考えておりますので、そういった観点からまずそういった賃金の改善をされてからですね、やはり特別職の給与を見直すということの方が好ましいだろうという見解でございます。それから、例えば経常収支でございますけれども、仁木町は平成23年で行政改革プランが終わりました。これは、町職員それぞれがですね、給与1割カット。これは、上下隔たりなくですね、全員が1割カットをされた、そういう重み。あるいは、町民の負担増。いろいろな観点から節約をされた結果がですね、基金の増額につながってきたのではないかと。また、他にはですね、それぞれの国の政権が変わるたびにですね、いろいろな特別交付税の増額でございます。こういった増額が私の記憶の中では、5億ないし6億ぐらひはあったのではなかろうかと。それから、まず一つは、大きな要因といたしましてはですね、23年か24年ころからですか、今の、現在の佐藤聖一郎町長に変わってからですね、仁木町では事業といたしまして、生活排水の事業プランを実施したことであります。ところが、当初計画よりですね、大幅に予定を下回ったと、そういった町の負担が軽減された部分もあると、そういったいろいろな観点、あるいは平成25年、6年ころを見ましたら、当初は一般交付税につきましては、16億から17億台でございましたけれども、それがやがて18億台に復活されておられると、そういった状況もあったのではないかと、そういったいろいろな観点から基金の増額がされたというふうに私は考えております。今後どうなのかということを考えますと、決して今の国の状況、あるいは世界的な状況を踏まえた中で、やはりこの地方交付税については、非常に厳しい状態の中に突入されていくだろうという、そういう懸念材料が今現在あるわけです。そして、町といたしましてはですね、今までやっておられる事業の負担、町債が26年度末では載っておりませんが、それがこの中に載って来られる。そして、今宮本議員の方からも説明ありましたけれども、地方債は平成16年度の年には61億3000万ほどありました。ところが、平成26年には38億3000万ほどに減少されております。しかし、その裏では特会関係で水道債についてはですね、約19億8000万ほど、26年度現在で増額になっております。それを合わせますと、58億2000万ほどの町としてのですね、借金があるわけです。中身的には、私はほとんどこれは、平成16年とそう変わっていないという観点からですね、今回の反対といたすわけでありましては、なかなか私はですね、こういったいろいろな事情の中で、ましてですね、これが補正でですね、今時期、例えば3月定例会からわずか3か月もしないうちにね、こういう補正でその特別職の給与案件の議案がですね、議会に提出されるということは、私、仁木町始まって以来あるのかどうかと、私の記憶の限りではこれはないのではないかなと、非常に私は残念に思うわけでありまして。そういったこともですね、踏まえてですね、これから町のい

ろいろな重要課題についてはですね、議会とのいろいろすり合わせをしながらですね、提案されるようご期待申し上げる次第であります。まずもってですね、今の、これは一部でございますけれども、私のいろいろな今申し上げた中からですね、今特別職の給与引上げの段階では、到底想像もつかないような案件であったというふうには私は思っております。そういったいろいろな観点からいたしまして、反対の討論いたします。以上です。

○議長（横関一雄）他に討論はありません。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第1号『特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、否決です。したがって、原案について採決します。

議案第1号『特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔場内、起立2人〕

○議長（横関一雄）起立少数です。

したがって、議案第1号『特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、否決されました。

付託議案第2号

仁木町立へき地保育所設置条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）次に、議案第2号『仁木町立へき地保育所設置条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第2号『仁木町立へき地保育所設置条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

本件に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第2号『仁木町立へき地保育所設置条例の一部を改正する条例制定について』は、委員長報告のとおり可決されました。

付託議案第3号

長沢辺地に係る総合整備計画の変更について

○議長（横関一雄）続いて、議案第3号『長沢辺地に係る総合整備計画の変更について』の討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第3号『長沢辺地に係る総合整備計画の変更について』を採決します。

本件に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第3号『長沢辺地に係る総合整備計画の変更について』は、委員長報告のとおり可決されました。

付託議案第4号

平成28年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第2号)

○議長(横関一雄)続いて、議案第4号『平成28年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第2号)』の討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第4号『平成28年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第2号)』を採決します。

本件に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第4号『平成28年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第2号)』は、委員長報告のとおり可決されました。

付託議案第5号

平成28年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(横関一雄)続いて、議案第5号『平成28年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)』の討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第5号『平成28年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)』を採決します。

本件に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第5号『平成28年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)』は、委員長報告のとおり可決されました。

付託議案第6号

平成28年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(横関一雄) 続いて、議案第6号『平成28年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)』の討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄) 「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第6号『平成28年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)』を採決します。

本件に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄) 「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第6号『平成28年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)』は、委員長報告のとおり可決されました。

付託議案第7号

平成28年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

○議長(横関一雄) 続いて、議案第7号『平成28年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)』の討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄) 「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第7号『平成28年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)』を採決します。

本件に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄) 「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第7号『平成28年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)』は、委員長報告のとおり可決されました。

付託議案第9号

仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長(横関一雄) 続いて、議案第9号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄) 「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第9号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

本件に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄) 「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第9号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』は、委員長報告のとおり可決されました。

付託議案第10号

仁木町道路線の認定について(中フレトイ線)

○議長(横関一雄) 続いて、議案第10号『仁木町道路線の認定について(中フレトイ線)』の討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄) 「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第10号『仁木町道路線の認定について(中フレトイ線)』を採決します。

本件に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄) 「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第10号『仁木町道路線の認定について(中フレトイ線)』は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第11号

北海道市町村職員退職手当組合理約を変更するための協議について

日程第5 議案第12号

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を変更するための協議について

日程第6 議案第13号

北海道市町村総合事務組合理約を変更するための協議について

○議長(横関一雄) 日程第4、議案第11号『北海道市町村職員退職手当組合理約を変更するための協議について』ないし、日程第6、議案第13号『北海道市町村総合事務組合理約を変更するための協議について』、以上3件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎) それでは、議案第11号でございます。

北海道市町村職員退職手当組合理約を変更するための協議について。地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と北海道市町村職員退職手当組合理約を別紙のとおり変更するための協議をすることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。平成28年6月21日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

続きまして、議案第12号でございます。北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を変更するための協議について。地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と北

海道町村議会議員公務災害補償等組合格約を別紙のとおり変更するための協議をすることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。平成28年6月21日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

最後に、議案第13号でございます。北海道市町村総合事務組合格約を変更するための協議について。地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と北海道市町村総合事務組合格約を別紙のとおり変更するための協議をすることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。平成28年6月21日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見総務課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(横関一雄) 新見総務課長。

○総務課長(新見 信) 議案第11号、北海道市町村職員退職手当組合格約を変更するための協議から、議案第13号、北海道市町村総合事務組合格約を変更するための協議までの、規約変更にかかる議案につきましては関連がございますので、一括でご説明いたします。

この度の3件の規約改正にかかる協議につきましては、それぞれの組合の構成団体でありました北空知学校給食組合が平成27年11月30日をもって解散し、それぞれ当該組合を脱退したことにより、組合の共同で処理する団体数が増えたとしたため、規約の改正が必要となりましたので、地方自治法290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。また、議案第11号、北海道市町村職員退職手当組合格約を変更するための協議につきましては、この他文言の整理による改正が含まれております。

それでは初めに、議案第11号、北海道市町村職員退職手当組合格約を変更するための協議につきまして、ご説明いたします。北海道市町村職員退職手当組合とは、組合を組織する市町村の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同で処理することを目的に設置された組織でございます。説明につきましては、新旧対照表を基に説明させていただきたいと思っております。新旧対照表1ページをお開き願います。右側の欄が現行の規約でございまして、左側欄が改正後となっております。アンダーラインを付してある箇所が改正箇所でございます。新旧対照表1ページの第1条及び第3条につきましては、文言の整理でございます。第5条につきましても北海道条例を引用する形に改めるものでありまして、文言の整理となります。

続きまして、2ページをお開きください。別表の改正につきましては、2ページから5ページまでございますが、2ページ及び3ページの市町村分につきましては、こちらは読点を付する改正であります。3ページをご覧ください。(2)一部事務組合及び広域連合の表につきましては、1枚めくっていただきまして4ページ、空知管内の項中、北空知学校給食組合を削り、この他構成団体の後ろに読点を付する改正であります。附則につきましては、施行期日に関する定めでございまして、総務大臣の許可の日から施行するものであります。

続きまして、議案第12号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約を変更するための協議につきまして、ご説明いたします。北海道町村議会議員公務災害補償等組合とは、組合町村の議会議員の公務上の災害に対する補償にかかる事務を共同で処理することを目的に設置された組織でございます。こちらも新旧対照表で説明をさせていただきたいと思っております。新旧対照表をご覧ください。右側が現行の規約でありまして、左側が改正案でございます。アンダーラインを付してあるところが、今回の改正箇所でございます。改正につきましては、別表第1、北空知学校給食組合を削る改正でございます。施行日につきましては、総務大臣の許可する日から施行するというものでございます。

続きまして、議案の第13号、北海道市町村総合事務組合格約の一部を変更するための協議につきまして、

ご説明いたします。北海道市町村総合事務組合とは、市町村の非常勤職員及び一部事務組合等の非常勤消防団員など、公務上の災害に対する損害補償に関する事務又は非常勤消防団員の退職報奨金等の支払事務などを共同で処理することを目的に設置された組織でございます。新旧対照表をご覧いただきたいと思いますが、1枚をめくっていただきたいと思いますが。こちら右側が現行の規約でございます、左側が改正案となっております。アンダーラインを付してある部分が、今回変更する箇所でございます。別表第1中、(34)を(33)に改めまして、更に北空知学校給食組合を削る改正でございます。その下、別表2をご覧いただきたいと思いますが。別表2につきましても、別表2の9項、北空知学校給食組合を削除するものでございます。施行日につきましては、総務大臣の許可の日から施行するものであります。以上で説明を終わります。

○議長(横関一雄)一括議題3件の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑は、一括して行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これより、議案ごとに討論・採決を行います。

議案第11号 北海道市町村職員退職手当組合理約を変更するための協議について

それでは、議案第11号『北海道市町村職員退職手当組合理約を変更するための協議について』の討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第11号『北海道市町村職員退職手当組合理約を変更するための協議について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第11号『北海道市町村職員退職手当組合理約を変更するための協議について』は、原案のとおり可決されました。

議案第12号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を変更するための協議について

次に、議案第12号『北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を変更するための協議について』の討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第12号『北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を変更するための協議について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第12号『北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を変更するための協議について』は、原案のとおり可決されました。

議案第13号 北海道市町村総合事務組合理約を変更するための協議について

続いて、議案第13号『北海道市町村総合事務組合理約を変更するための協議について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第13号『北海道市町村総合事務組合理約を変更するための協議について』を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第13号『北海道市町村総合事務組合理約を変更するための協議について』は、原案のとおり可決されました。

日程第7 意見案第4号

骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書

○議長(横関一雄)日程第7、意見案第4号『骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。住吉議員。

○3番(住吉英子)提出意見書について、説明いたします。

別冊議案書の5ページです。意見案第4号、骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書。上記意見書を別紙のとおり提出する。平成28年6月21日提出。提出者は私、住吉英子。賛成者は、嶋田 茂議員です。意見書の内容につきましては、6ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣です。ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長(横関一雄)説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(横関一雄)「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

住吉議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第4号『骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第4号『骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書』は、原案のとおり可

決されました。

日程第8 意見案第5号

次期介護保険制度改正における福祉用具及び住宅改修の見直しに関する意見書

○議長(横関一雄) 日程第8、意見案第5号『次期介護保険制度改正における福祉用具及び住宅改修の見直しに関する意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。住吉議員。

○3番(住吉英子) 提出意見書について、説明いたします。

別冊議案書の7ページです。意見案第5号、次期介護保険制度改正における福祉用具及び住宅改修の見直しに関する意見書。上記意見案を別紙のとおり提出する。平成28年6月21日提出。提出者は私、住吉英子。賛成者は、水田 正議員です。意見書の内容につきましては、8ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣です。ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長(横関一雄) 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄) 「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

住吉議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄) 「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第5号『次期介護保険制度改正における福祉用具及び住宅改修の見直しに関する意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄) 「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第5号『次期介護保険制度改正における福祉用具及び住宅改修の見直しに関する意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第9 意見案第6号

電力自由化のさらなる改善を求める意見書

○議長(横関一雄) 日程第9、意見案第6号『電力自由化のさらなる改善を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。上村議員。

○8番(上村智恵子) 提出意見書について、説明いたします。

別冊議案書の9ページです。意見案第6号、電力自由化のさらなる改善を求める意見書。上記意見案を別紙のとおり提出する。平成28年6月21日提出。提出者は私、上村智恵子。賛成者は、佐藤秀教議員です。意見書の内容につきましては、10ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣

総理大臣、経済産業大臣です。ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長(横関一雄)説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第6号『電力自由化のさらなる改善を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第6号『電力自由化のさらなる改善を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議員の派遣

○議長(横関一雄)日程第10『議員の派遣』の件を議題とします。

お諮りします。本件については、議会運営委員会委員長報告のとおり、平成28年7月5日、札幌市で開催される北海道町村議会議長会主催の議員研修会へ全議員を、8月24日、仁木町で開催される後志町村議会議長会主催の議員研修会へ全議員を、それぞれ派遣することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、平成28年7月5日の札幌市での研修会に全議員を、8月24日の仁木町での研修会に全議員を、それぞれ派遣することに決定しました。

日程第11 委員会の閉会中の継続審査

○議長(横関一雄)日程第11『委員会の閉会中の継続審査』の件を議題とします。

住吉議会運営委員会委員長、住吉議会広報編集特別委員会委員長より、各委員会に関する事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第12 委員会の閉会中の所管事務調査

○議長(横関一雄)日程第12『委員会の閉会中の所管事務調査』の件を議題とします。

嶋田総務経済常任委員会委員長から、所管事務事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、

閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。嶋田総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄) 「ご異議なし」と認めます。

したがって、嶋田総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時30分

再 開 午前10時31分

○議長(横関一雄) 休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎) 横関議長のお取り計らいにより、発言の機会を賜り誠にありがとうございます。

平成28年第2回仁木町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、本定例会に提案いたしました案件につきまして、1号議案を除きご可決を賜り御礼を申し上げます。また、議案審議の中で、あるいは一般質問におきまして、議員の皆様から賜りました多くのご意見、ご指摘等を踏まえ、今後の町政運営に誠心誠意取り組んでまいり所存でございます。

さて、先週の金曜日、6月24日に仁木町と(株)もりもとが地域活性化の推進のための連携と協力に関する協定として、締結式を北海道銀行ビルにおきまして執り行いました。これまでの経過として、2年前に道内の大手菓子メーカーであります(株)もりもとが北海道銀行仲立ちの下本町へ訪れ、情報交換会を開催したことを契機に、北海道をはじめJA新おたる、町内の各生産出荷組合など様々な機関のご協力・ご支援の下、本町の農産物を使用したいくつかの商品が量産化される運びとなりました。そのことを踏まえ、今後双方にとりまして可能性の広がる取組みを行えるよう、地域連携包括協定を結んだ次第であります。協定の内容につきましては、仁木町産の農産物を使用した菓子類、加工品等の開発・販売に関する事、観光の振興に関する事、健康増進及び食育に関する事、特産品の振興に関する事などが挙げられる予定でありまして、これまではもりもとのパティシエによるスイーツ教室を仁木小学校PTAの皆さんと行い、生産者の方々との交流や「北の散歩道」という商品の贈呈セレモニーを町内の園児や児童に対して行いました。私が町政執行方針で述べたブランド産地確立事業の一つが、早い段階で実を結ぶことになりましたのも多くの方々のご支援・ご協力の賜物と考えるところであります。今後も更に本町の特性を活かし、魅力を発信するとともに、活力ある地域づくりの取組みを様々な方々と実施し、本町の発展と地域の活性化を推進してまいります。また、この度の議会で議員の多くから、本町の財政状況は未だ厳しいとのご指摘を多くいただきましたので、新規事業も含め既存の事業に対しまして、今後見直しを図ってまいりたいというふうに思っております。

結びに、参議院議員通常選挙が22日に公示されましたので、議員の皆様の中には忙しい日々を送られる方もいるかと存じます。これから町のイベントや地域の行事なども多くございますし、次第に暑い季節に入りますので、くれぐれもご自愛くださいますよう心からお願いを申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長(横関一雄)お諮りします。本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により、閉会したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

平成28年第2回仁木町議会定例会を閉会します。ご審議、ご苦労さまでした。

閉 会 午前10時35分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成28年第2回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 平成28年6月21日～6月27日（7日間）
 2日目 平成28年6月27日（月）
 （開議～午前9時30分／閉会～午前10時35分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
報告第2号	総務経済常任委員会付託案件審査報告書		
	議案第1号 特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	H28.6.27	否 決
	議案第2号 仁木町立へき地保育所設置条例の一部を改正する条例制定について	H28.6.27	原案可決
	議案第3号 長沢辺地に係る総合整備計画の変更について	H28.6.27	原案可決
	議案第4号 平成28年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）	H28.6.27	原案可決
	議案第5号 平成28年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	H28.6.27	原案可決
	議案第6号 平成28年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	H28.6.27	原案可決
	議案第7号 平成28年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	H28.6.27	原案可決
	議案第9号 仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	H28.6.27	原案可決
	議案第10号 仁木町道路線の認定について（中フレイト線）	H28.6.27	原案可決
議案第11号	北海道市町村職員退職手当組合格約を変更するための協議について	H28.6.27	原案可決
議案第12号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約を変更するための協議について	H28.6.27	原案可決
議案第13号	北海道市町村総合事務組合格約を変更するための協議について	H28.6.27	原案可決
意見案第4号	骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書	H28.6.27	原案可決
意見案第5号	次期介護保険制度改正における福祉用具及び住宅改修の見直しに関する意見書	H28.6.27	原案可決
意見案第6号	電力自由化のさらなる改善を求める意見書	H28.6.27	原案可決